

## 境界に対する認識に違いが起こる一般的な原因

### コミュニケーション不足

- ・近い間柄故の遠慮、誤解

### 資料不足

何らかの原因(火災・水害等)によって公図が滅失してしまったり、境界の調査・測量を行ったことがない等

### 土地への執着

- ・先祖への畏怖・感謝
- ・土地担保による経済システム
- ・自分の力のみでは土地を広げられない

### 土地を巡る記憶の管理

当事者が過去の経緯を正確に伝えていなかったり、何らかのきっかけによる思いこみなど、境界管理に対する認識不足



あなたの土地と隣家の土地の境界問題でトラブルがおこったときは

## 秋田境界ADR相談室

に、お問い合わせください！

お問い合わせ  
相談予約

# 018-896-1220

〒010-0951 秋田市山王6丁目1-1

ご注意／電話でのご相談はお受けしておりません。  
書類申請なしで直接お越し頂いてもご相談はお受けできません。

# 境界問題でお困りの方は ご相談ください



私たちのふるさと

秋田のために一緒に考えます！

## 諸費用について

事前相談 (1回1時間につき) 無料

相談 初回 (1時間につき) ￥20,000-  
2回目から (1時間につき) ￥10,000-  
弁護士同席の場合は + ￥5,000

調停申立費用 ￥20,000

調停期日費用 ￥10,000-  
(当事者それぞれ)

和解成立費 ご説明の上、別途申し受けます。

事前調査・測量費用 見積金額を提示し予納

鑑定費用 見積金額を提示し予納

登記費用 見積金額を提示し予納

## 案内図



土地家屋調査士と弁護士が協働して  
土地境界問題の解決をお手伝いいたします

## 秋田境界ADR相談室

主催 秋田県土地家屋調査士会 協力 秋田弁護士会

# 秋田境界ADR相談室

土地家屋調査士と弁護士との協働



「秋田 境界ADR相談室」では、法律の専門家である弁護士と、境界の専門家である土地家屋調査士が協働して、当事者が納得する解決を目指します。



手続きの流れのご案内

境界紛争

電話

- 電話による受付
- 申込書送付

書面  
申込

- 事前相談の  
日時を連絡

事前  
相談

- 相談室の説明
- 相談内容の把握

相談

- 相談内容への助言
- 提供資料の調査
- 調停手続の説明
- 必要に応じて調査・測量

調停

- 話し合いによる  
協調的解決
- 必要に応じて調査・測量

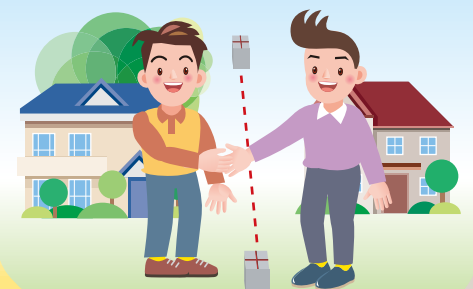
調停  
成立

- 合意書の作成
- 境界標の設置
- 登記手続

境界線



境界線



終了

取下

不成立